

「新しい前進」

会長 三品 優次



TAKIKAWA ROTARY CLUB

本日は 第2885回 例会
プログラム

2014たきかわコスモスマラソンについて
No.2713 7月31日(木)

次週以降の予定

8月7日(木) 新入会員卓話
8月14日(木) 休会
8月21日(木) 創立記念例会(夜間)

第2884回 例会報告

2014年 7月24日(木)

会長挨拶・報告



私ごとですが6月で高齢者の仲間入りしました。社長職を辞めたら働くばかりではなく、人生を楽しむことを考えた方がいいと思っていました。その矢先当社が加入している「日本簡易ガス事業厚生年金基金」の代議員会から決定のお知らせが入って来ました。それによると新たな企業年金制度を創設します。それに先立ち将来部分の代行を返上し、国の代行資産を前納しますので、あなたの権利が発生している加算年金の部分を一時金選択し、受け取ることを勧めますとの案内がありました。この基金は以前報道で有名になったAIJ投資顧問への運用委託の実績はなく、外の厚生年金基金の平均運用利回りより上回っていたので安心していました。今後どの様な企業年金に変わるのか、私の老後設計をどの様にするのか心配になって来たこの頃です。

もう一つ老後に関連する話ですが、会員の皆様は健康寿命をご存知ですか。日本人の平均寿命は厚労省(2013年)によると男性が79.59歳、女性が86.35歳ですが、この中には寝たきりの人も含まれます。そこで健康的に問題なく介護の必要もなく生活できる年齢としての健康寿命が公表されています。それによると、健康寿命は男性が70.42歳、女性が73.62歳、ここまでは平均的に言えば元気で働けると思いますが、会員の皆様方、働いただけ働いて後は介護される人生では絶対につまらないです。楽しく余生を送るためにも、仕事と遊びの調整能力を身に付け第二、第三の青春を楽しく歩んでほしいと思います。

幹事報告



1. 深川・美唄RCより今年度活動計画書が届きました。
2. 先週の例会で、前年度出席100%の方の発表と表彰をいたしました。皆出席100%の山本康文会員が洩れておりました。お詫びして訂正いたします。出欠に関して疑問をお持ちの方は、事務局までお申し出ください。

委員会報告・会員情報

和作 康市 会員

「旗の波運動」のご案内が再度ありました。

入会式



宮腰 尋資 会員(推薦者:三品会長)
氏名:宮腰尋資(みやこし ひろし)
生年月日:昭和37年1月26日(52歳5ヵ月)
家族構成:妻・娘・母

歴任店:

元町支店(昭和55年4月)
小樽支店→手稲支店→環状通東駅支店
本店営業部→苫小牧北支店→北郷支店
山鼻支店→江差支店→江差西支店→
札苗支店→留萌支店→滝川(平成26年6月)
以上13ヶ店歴任

趣味等:

スポーツ(28歳迄バレーボールチーム所属)
現在はゴルフ・温泉巡り等。

モットー:「常に明るく前を向いて歩きたい」「誰かの役に立つ人間であり、必要とされる人間でいたい」この2点を常に意識しているがなかなか難しいです。
(広報委員会所属)

一言...

歴史ある滝川ロータリークラブに入会させていただいて感謝いたしております。前任は留萌で滝川に来て25日目です。滝川についてまだわからない中で自分は何ができるかわかりませんが、皆様のご指導をいただいて頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

先週のプログラム

《プログラム委員会担当例会》

～ゲスト卓話～



プログラム委員会

坂本 和繁 委員長

本日は弁護士法人 小寺・松田法律事務所滝川事務所の所長、村田雅彦先生に卓話をお願いしました。労働局や労働基準監督署への相談件数がここ10年で倍増しています。過重労働や嫌がらせが多いのですが、賃金の不払いによる相談は相変わらず多いようです。今日は皆さんと賃金の不払いについて勉強したいと思います。

「労働トラブルの事例と未然防止」



弁護士法人 小寺・松田法律事務所
滝川事務所 村田 雅彦 所長

労働問題は企業にとってとても怖いものであります。怖さには2つあり、ひとつは労働問題で裁判になった場合、企業名が事件名としてオープンになってしまいます。ふたつめはお金の問題です。賦課金というもので、不払いの2倍の額の支払いをしなければならなくなります。企業イメージの低下と無駄な資産の流失により企業の経営が揺らいでしまう危険性があり、労働問題は大変怖い問題といえます。今日は最近話題になっている残業代の問題についてお話をいたします。

1. 割増賃金を支払わなければならない場合

	割増率	深夜労働との重複の場合
1か月60時間までの時間外労働	25%以上	50%以上
1か月60時間を超える時間外労働	50%以上	75%以上
休日労働	35%以上	60%以上
深夜労働(午後10時から午前5時)	25%以上	

・60時間を超える部分について割増率増加の規定を適用されない企業

	資本金または出資の総額	常時使用する労働者の数
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

2. 法定休日割増

労働基準法上1週間に1日の休日があればよい

例) 土日を休日とする週休2日制の会社でも日曜日を法定休日とすれば、土曜日の労働は労基法上の休日労働にならない。

→日曜日分だけ休日割増をすればよい。

3. 休日と時間外労働

時間外労働と深夜労働、休日労働と深夜労働の重複については規定あり。

時間外労働と休日労働の重複については規定なし。

4. 割増賃金の計算方法

月給制の場合、1カ月の給与÷1カ月の所定労働時間×割増率×時間外労働時間

5. 割増賃金の計算の前提から除外される賃金

家族手当・通勤手当・別居手当・子女教育手当・住宅手当・臨時に支払われる賃金・ボーナス

6. 固定時間外手当制度

(1) 定額給制と定額手当制

定額給制：時間外手当を基本給に含ませて支払う方法

基本給〇〇円（うち〇〇円は所定内労働分、うち××円は△時間までの時間外労働分）

定額手当制：時間外手当を基本給とは別の名目で支払う方法

基本給〇〇円・△時間までの時間外手当××円

(2) 固定時間外手当制度が有効とされるための要件

①所定内労働の賃金と時間外労働の手当の賃金が明確に区別されること

②従業員に支払われる金額が労働基準法で定められた方法で計算した割増賃金以上の金額になっていること

③時間外労働の有無にかかわらず固定的に支給されるものであること

④固定残業分を超える時間外労働があった場合には差額を給料日に支払うこと

(3) 求人票の記載が不適切とされた具体例

①固定残業時間代が何時間分か記載されていない

(派生型1) 固定残業代の時間数は面接時に説明

(派生型2) 固定残業代は各人ごとに設定

②固定残業代が何時間分か記載されているが、超過した場合に別途割増賃金を支給するとの記載がない

労働問題については今後も気を付けていきたいと思っております。ありがとうございました。

ニコニコBOX

三品 優次会員

宮腰会員を紹介して。先週100%皆出席を頂いて。

宮腰 尋資会員

入会させていただいて。

佐藤 佳朗会員

昨日バスケットボール連盟のビアパーティー無事終了。会券をお買い上げ有難うございました。

菅原 章二会員

谷口板金さんのコンペで大変よろしい事がありました。

山本 康文会員

皆出席100%を頂いて。

渡辺 浩司会員

皆出席100%を頂いて。

鷲尾 昌法会員

皆出席100%を頂いて。

川原 弘嗣会員

皆出席100%を頂いて。

坂本 和繁会員

担当例会を終えて。

会長／三品 優次

幹事／深澤 和範

編集／クラブ会報委員会

電子メール info@rotary.gr.jp

ホームページ http://www.rotary.gr.jp/

例会日●毎週木曜日 PM0:30

例会場●ホテルスエヒロ

事務局●ホテルスエヒロ 7F

〒073-0032 滝川市明神町2丁目2-16

TEL(0125)22-3344

FAX(0125)24-2755



クラブ会報は再生紙を使用しています。